平成２８年（フ）第４３１８号
東京都文京区本駒込５丁目43－３
債務者　安居院広道
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１９号
東京都足立区竹の塚１丁目30－１－401
債務者　石村　浩子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２０号
東京都練馬区練馬３丁目17－８－311
債務者　平田　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２４号
東京都足立区千住中居町３－４－101
債務者　石井　雅一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２５号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷５丁目９－30－103
債務者　安藤　　仁
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２６号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷５丁目９－30－103
債務者　安藤　聖子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２７号
東京都目黒区碑文谷４丁目15－17
債務者　小藤田久美子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３０号
東京都渋谷区本町１丁目22－５－103
債務者　菅　　陽香
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３１号
東京都調布市上石原１丁目16－４－105
債務者　鈴木　正勝
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３４号
東京都府中市南町３丁目47－２　エレンシアH
債務者　新井　政子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３５号
東京都板橋区赤塚１丁目18－11－201
債務者　稲垣　亜美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３６号
東京都台東区西浅草３丁目21－５－101
債務者　栗俣　春江
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３８号
東京都豊島区長崎４丁目11－３　愛の家
債務者　橋本サオリ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３４７号
東京都荒川区荒川１丁目４－13　アパートフジオカＦ号室
債務者　祝田　亮子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３５０号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－３－1512
債務者　大森　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部